

「江東区都市景観条例」において、景観の形成を適切に推進するために、江東区都市景観審議会および江東区都市景観専門委員会を設置する規定を定めています。

☆江東区都市景観審議会

区長の附属機関として江東区都市景観審議会を設置し、委員は学識経験者、区議会および公募区民等で構成されています。

条例の規定により定められた事項や、その他景観の形成に関する次の重要事項を調査・審議します。

- ① 景観計画の策定や変更に関すること
- ② 届出制度に関する勧告や変更命令に関すること
- ③ 都市景観重要建造物等の指定および解除に関すること
- ④ 景観の形成に関する重要事項に関すること

☆江東区都市景観専門委員会

都市景観審議会に都市景観専門委員会を置くことができる規定を定め、委員は都市景観審議会の学識経験者で構成されています。

次の専門事項を調査・審議します。

- ① 大規模建築物に該当する届出において、事前相談として、都市景観専門委員会の意見を聴くこと
- ② 景観の形成に影響を及ぼすと認められる行為に関すること
- ③ 届出制度に関する勧告および変更命令の手続き等を迅速に対応するため、特例的に専門委員会の議決をもって都市景観審議会の議決とすること

景観形成の推進体制

